

平成 26 年 5 月 27 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部

農薬（マラチオン）を検出した冷凍食品への対応について

1. 事業者による当初の発表内容

2013 年 12 月 29 日 17:00 に、(株) マルハニチロホールディングス及びその連結子会社である(株) アクリフーズから、以下の内容を発表。

- ・ アクリフーズの群馬工場が生産した冷凍食品について、11 月 13 日以降、臭気があるとの苦情があり、検査の結果、商品の一部から農薬（マラチオン）を検出。
- ・ 原因は調査中であるが、同工場で生産している全商品を、賞味期限にかかわらず自主回収。

2. これまでの対応

- 12 月 29 日 マルハニチロホールディングス及びアクリフーズが自主回収を発表。
- 12 月 29 日夜 厚生労働省から群馬県に対して、原因究明など、必要な調査を行うよう指示。報道機関に対しても情報提供。
- 12 月 30 日午前～午後 群馬県（保健所）が立入調査を実施。
 - （結果）工場内で使用されている薬剤リストにはマラチオンは確認されず、苦情品の汚染が均一でないことから、通常の製造工程上で汚染された可能性は低いものと考えられた。
また、検出されたマラチオンは高濃度の汚染であり、原材料に由来するものとは考えられなかった。
以上のことから、当該製造施設における製造工程上で汚染された可能性は低いと判断。
- 12 月 30 日夕方～夜 厚生労働省において、以下の対応を実施。
 - ・ アクリフーズが作成した自主回収製品リストを全国の自治体に情報提供。
 - ・ 当初、事業者がマラチオンの毒性について過小評価していたため、急性参照用量（短時間で健康に影響を及ぼさないと考えられる限量）を毒性評価の指標として採用するよう事業者に指導。
全国の自治体に情報提供。
 - ・ 報道機関に対して情報提供するとともに、報道機関を通じて消費者に食べないよう注意喚起を実施。
(アクリフーズからは、12 月 31 日の時点で、店頭からの撤去は終了したとの報告)
- 1 月 3 日 アクリフーズから自主回収対象商品の写真と、製品名の一部訂正を公

表。厚生労働省においても、全国の自治体及び報道機関に情報提供。

- 1月3日 アクリフーズが、事故調査委員会設置（12月30日付）を公表。4日からの工場従業員（約300名）に対する聞き取りを開始。
- 1月4日 群馬県警による工場の立入調査。
- 1月6日 厚生労働省から、全国の自治体に対して、公表した事例について厚生労働省に情報提供をするよう通知を发出。
- 1月7日 厚生労働省から、自治体が公表している事例について取りまとめて情報提供開始。
- 1月9日 厚生労働省から、INFOSAN（国際的な食品安全問題に関する情報共有ネットワーク、参加国180ヶ国以上）へ情報提供。
- 1月14日 消費者安全情報総括官会議が開催され、厚生労働省から対応状況について説明。
- 1月25日 群馬県警は、アクリフーズの契約社員を偽計業務妨害の疑いで逮捕。
- 2月16日 群馬県警は、アクリフーズの契約社員を器物損壊の疑いで再逮捕。
- 3月7日 前橋地検は、アクリフーズの契約社員を器物損壊の罪で起訴。
- 3月14日 消費者安全情報総括官会議が開催され、厚生労働省から対応状況等について報告。
- 3月31日 群馬県警は、アクリフーズの契約社員を偽計業務妨害の罪で追起訴。また、平成25年10月24日～11月5日に計8回、混入したことも内容に追加。
- 4月30日 「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」が中間報告公表。

3. 今後の対応

・アクリフーズによる「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」が開催されており、厚生労働省では、検証委員会の検証結果を踏まえて、消費者からの健康被害等の相談情報等に係る、食品等事業者から保健所への届出・相談のあり方について、必要な対応等の検討を行う。

【参考】 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等について（抜粋）
（平成 20 年 4 月 22 日付食安発第 0422001 号）

第 6 関係通知の改正関係

1 管理運営基準ガイドラインの一部改正について

(1) 改正の内容

今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品等事業者において苦情等の情報を集約するシステムを導入するよう指導するとともに、これらの情報を行政に報告する仕組みを構築する必要があることから、今般、管理運営基準ガイドラインを別添 2 のとおり改正し、食品等事業者が食品等に関する消費者からの健康被害や法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告する旨を追加したものである。

については、各都道府県、指定都市及び中核市において、本改正を踏まえて、関係条例の改正について検討されるようお願いする。

(2) 運用上の注意

ア 健康被害事案であるか否かの判断は、医師の診断結果に基づくものとしたことから、食品等を製造、加工又は輸入する食品等事業者に対し、消費者等からの食品等に係る苦情において、体調異常の訴えがあった場合は、医療機関の受診を勧奨するよう指導されたいこと。

イ 食品等を製造、加工又は輸入する食品等事業者に対し、広域流通食品等に係る苦情を集約し、散発事例の共通性を抽出・解析できるような仕組みを構築するよう指導されたいこと。

ウ 食品等に係る苦情について、集約・解析の結果、法に該当するか判断できない事案を確認した場合、又は複数の同様の事案を確認した場合は、保健所等へ相談するよう指導されたいこと。

エ 自主検査等において、法に適合しない事由が認められ、かつ当該食品が流通している場合には、速やかに保健所等に報告するよう指導されたいこと。

オ 犯罪性が高いと判断される事案については、直ちに、警察に通報するとともに、保健所等へ情報提供するよう指導されたいこと。

カ 器具、容器包装及びおもちゃに起因する健康被害等についても、食品による健康被害等と同様に対応されるよう留意されたいこと。

2 (略)

新	旧
第 2 食品取扱施設等における衛生管理 13 情報の提供 <u>(1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。</u> <u>(2) 製造、加工又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造、加工又は輸入した食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたもの）及び食品衛生法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告すること。</u>	第 2 食品取扱施設等における衛生管理 13 情報の提供 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。